

特定外来生物の駆除について



アライグマ

特定外来生物とは・・・

もともとその地域に生息していなかったのに、人間活動によって、他の地域から持ち込まれた生物のことを「外来生物」といいます。外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものとして政令で定めたものを「特定外来生物」といいます。特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称『外来生物法』）」により飼育、栽培、保管、運搬、譲渡等が原則禁止されています。

市内でよく見かける主な特定外来生物



オオキンケイギク



アレチウリ



セイタカアワダチソウ



オオカワヂシャ



アゾラ・クリスタータ



ウシガエル

特定外来生物（132種）のうち、長野県内では以下の19種が確認されています（平成28年10月現在）。

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク	甲殻類	ウチダザリガニ
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ、カオグロガビチョウ、カナダガン	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
爬虫類	カミツキガメ	植 物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、アゾラ・クリスタータ
両生類	ウシガエル		
魚類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス		

特定外来生物への対応

特定外来生物は非常に生命力が強く、放置しておくことで、私たちが暮らす地域の生態系を乱したり、壊したりする恐れがあります。生態系を守るためには早めの駆除（防除）が大切ですが、その生態については、いまだに分からないことも多くあります。

気になる動植物が特定外来生物であるかどうかの判断や、駆除の方法についてご不明な点は、環境政策課へご相談ください。

駆除活動を行う場合

原則として、特定外来生物を生きのまま運搬することは禁止されていますが、団体の活動として駆除活動する場合は、次の全ての事項を守っていただくことで、駆除することができます。

- ◆駆除活動が区、自治会、ボランティア団体等の主催であること
- ◆日時や場所などを事前に周知し、当日は公表した内容に沿って行う駆除活動であること
- ◆運搬時は、駆除したものを落とすことのないよう袋に入れたり、しっかりシートで覆ったりすること
- ◆最終的に、ごみの焼却施設において処分すること

※地域などで駆除活動を実施する場合の処分方法についてご不明な点は、生活環境課へご相談ください。

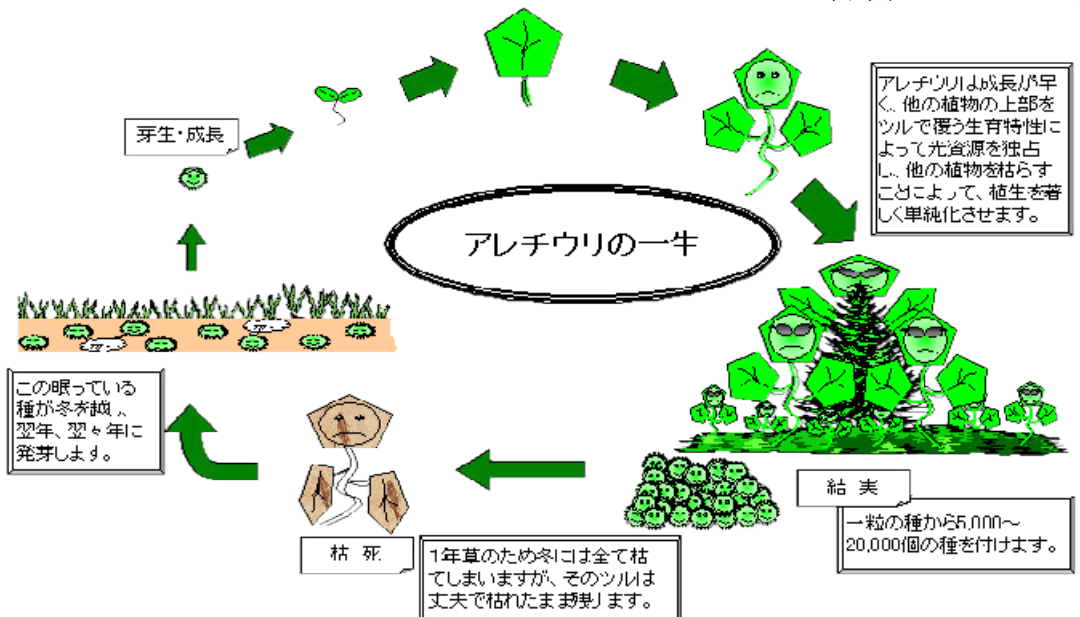
【具体的な駆除方法の例】

長野県ホームページより

① アレチウリの生態

アレチウリは、5月頃から10月頃まで芽生えるの時期があります。花は、8月下旬から咲き始め、10月まで続き、9月下旬には果実が熟し始めます。

1つの果実の中には、種子が入っています。丈夫なので、冬を越した種が翌年、翌々年に発芽します。



② 駆除のポイント

もっとも原始的ですが、“抜き取り”の方法が効果的で、環境への影響が小さいと考えられています。

- ◆種子をつける前やできるだけ小さいうちに根から抜き取る（9月上旬まで）。
- ◆1年に数回抜き取る（6月中旬、7月下旬、9月上旬など）
- ◆数年間継続して抜き取る。

③ 処分方法

引き抜いた後、飛び散らないように、ビニール袋で密閉し、燃えるごみとして処分してください。



【問合せ】

- 特定外来生物（生態・駆除方法など）に関すること…環境政策課（Tel224-5034 fax224-5108）
- 処分方法に関すること…生活環境課（Tel224-7635 fax224-8909）

外来生物についての詳細は下記ホームページをご覧ください。

長野県ホームページ

「外来生物について」 <http://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/gairai.html>

「アレチウリ駆除大作戦」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/mizukankyo/arechiuri/index.html>

環境省ホームページ

「外来生物法」 <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

※複写・転載する場合は長野県の許諾を得てください。